第六章　建築士事務所

24条

建築士事務所の管理

R4 22

建築士事務所の管理建築士に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1 ． 管理建築士は、建築士事務所において、業務の内容に応じて必要となる期間の設定や、受託しようとする業務を担当させる建築士の選定などの技術的事項を総括する。

2 ． 建築士事務所の開設者が、管理建築士の退職後に代わりの管理建築士を置かなかった場合、その建築士事務所の登録は取り消され、その開設者は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処される。

3 ． 管理建築士が建築基準法の違反によって免許取消しや業務停止等の処分を受けた場合、その処分が自宅の設計など建築士事務所の業務によらないものであっても、当該建築士事務所は閉鎖処分の対象となる。

4 ． 一級建築士事務所に置かれる管理建築士となるための業務要件としては、一級建築士として3 年以上の建築物の設計や工事監理等に従事することが求められる。 ✕

R3 23

建築士事務所に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1 ． 建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結する場合、あらかじめ、建築主に対して、報酬の額や契約の解除に関する事項等の重要事項について、所定の方法により管理建築士や当該事務所に所属する建築士に説明させる必要がある。 ― 士法24条の7第1項

2 ． 建築士事務所の開設者は、当該事務所に所属する建築士に変更があった場合、管理建築士については 2 週間以内に、それ以外の建築士については 3 月以内に、都道府県知事（都道府県知事が指定事務所登録機関を指定したときは、原則として、当該指定事務所登録機関）に届け出な ければならない。 ― 士法23条の5第1項、2項

3 ． 建築士事務所を開設しようとする者は、設計等の業務範囲が複数の都道府県にわたる場合、業務を行おうとする全ての地域について都道府県知事（都道府県知事が指定事務所登録機関を指 定したときは、原則として、当該指定事務所登録機関）の登録を受ける必要がある。 ✕ ― 士法23条

4 ． 建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならない。 ― 士法24条の9

R2 22

建築士事務所に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1 ． 建築士事務所の開設者は、配置図、各階平面図等の設計図書又は工事監理報告書で、保存しなければならないと定められているものについては、作成した日から起算して 15 年間保存しなければならない。 ― 士法24条の4第2項

2 ． 管理建築士は、自らが管理する建築士事務所の規模にかかわらず、当該建築士事務所において専任でなければならない。 ― 士法24条1項

3 ． 建築士事務所の開設者は、延べ面積が 300 m2を超える建築物の新築について、他の建築士事務所の開設者から設計の業務の一部を受託する設計受託契約を締結したときは、遅滞なく、設計図書の種類、報酬の額及び支払の時期等を記載した書面を、当該委託者である建築士事務所の開設者に交付しなければならない。 ― 士法24条の8第1項一号 ― 士法22条の3の3第1項一号、四号

4 ． 管理建築士は、その建築士事務所に属する他の建築士が設計を行った建築物の設計図書について、設計者である建築士による記名及び押印に加えて、管理建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。 ✕ ― 士法20条1項

R元 22

次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。ただし、指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。

1 ． 一級建築士を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、建築物に関する調査若しくは鑑定 又は建築物の建築に関する法令の規定に基づく手続の代理を業として行おうとするときは、一級建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。 ― 士法23条1項

2 ． 都道府県知事の登録を受けている建築士事務所に属する建築士は、当該登録を受けた都道府県以外の区域においても、業として他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を行うことができる。 ― 士法23条、士法23条の2

3 ． 建築士事務所の開設者と管理建築士とが異なる場合においては、その開設者は、管理建築士から、建築士事務所の業務に係る所定の技術的事項に関し、必要な意見が述べられた場合には、 その意見を尊重しなければならない。 ― 士法24条4項、5項

4 ． 建築士事務所の開設者は、延べ面積が 400m2の建築物の新築工事に係る設計及び工事監理の業務を受託した場合、委託者の許諾を得た場合には、受託業務の一部である工事監理の業務について、一括して他の建築士事務所の開設者に再委託することができる。 ✕ ― 士法24条の３第2項

H30 22

次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。ただし、指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。

1．一級建築士事務所に置かれる管理建築士は、一級建築士として 年以上の建築物の設計又は工事監理に関する業務に従事した後に管理建築士講習の課程を修了した建築士でなければならない。 ✕ ― 士法24条２項

2 ． 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の管理建築士の氏名について変更があったときは、2 週間以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 ― 士法23条の５第１項

3．管理建築士が総括する技術的事項には、他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務の範囲の案の作成が含まれる。 ― 士法24条３項三号

4．都道府県知事は、建築士法の施行に関し必要があると認めるときは、一級建築士事務所の開設者又は管理建築士に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をして建築士事務所に立ち入り、図書等の物件を検査させることができる。 ― 士法26条の２第１項

H29 22

次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1．建築物の大規模の修繕に係る部分の床面積が 400m2である工事の工事監理受託契約の締結に際して、その当事者は、工事と設計図書との照合の方法、工事監理の実 施の状況に関する報告の方法、工事監理に従事することとなる建築士の氏名等の所 定の事項について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければな らない。 ― 士法22条の３の３第1項、3項

2．建築士事務所の開設者が建築主との設計受託契約の締結に先立って管理建築士等に 重要事項の説明をさせる際に、管理建築士等は、当該建築主に対し、建築士免許証 又は建築士免許証明書を提示しなければならない。 ― 士法24条の７第1項、2項

3．建築士事務所を管理する建築士は、当該建築士事務所において受託可能な業務の量及び難易並びに業務の内容に応じて必要となる期間の設定、受託しようとする業務を担当させる建築士等の選定及び配置等の所定の技術的事項を総括するものとする。 ― 士法24条３項

4．建築士事務所を管理する建築士は、当該建築士事務所に属する他の建築士が設計を 行った建築物の設計図書について、管理建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。 ✕ ― 士法20条1項

H28 22

次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1．建築士事務所の開設者と管理建築士とが異なる場合においては、その開設者は、管理建築士から建築士事務所の業務に係る所定の技術的事項に関し、必要な意見が述べられた場合には、その意見を尊重しなければならない。 ― 士法24条4項、5項

2．建築士事務所に属する者で建築士でないものが、その属する建築士事務所の業務として、建築士でなければできない建築物の設計又は工事監理をしたときは、都道府県知事は、当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。 ― 士法26条2項八号

3．建築士は、延べ面積が 2,000m を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合においては、設備設計一級建築士の意見を聴かなければならない。 ✕ ― 士法18条4項

4．建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な 金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならない。 ― 士法24条の９

管理建築士

- 法24条
- 建築事務所の開設者
  - 事務所を管理する
  - 専任の管理建築士
  - 置かなければならない
- 管理建築士
  - 建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括
  - 開設者が異なる場合技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べる

の２：名義貸しの禁止

の３：再委託の制限

の４：帳簿の備付け等及び図書の保存

- 建築士事務所の開設者
  - 帳簿や設計図書を15年間保存しなければならない

の５：標識の掲示

の６：書類の閲覧

- 建築士事務所の開設者
  - 備え置き
    - 業務の実績等を記載した書類
  - 閲覧
    - 設計等を委託しようとするもの
    - 求めに応じ
    - させなければならない

の７：重要事項の説明等

の８：書面の交付

- 建築士事務所の開設者
- 設計受託契約又は工事管理受託契約を締結した時

の９：保険契約の締結等

25条

登録

の２：登録の申請

の３：登録の実施

の４：登録の拒否

の５：変更の届出

の６：設計等の業務に関する報告書

の７：廃業等の届出

の８：登録の抹消

の９：登録簿等の閲覧

の10：無登録業務の禁止

H25 22

次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1．二級建築士であっても、一級建築士を使用する者で所定の条件に該当する場合は、 一級建築士事務所の開設者となることができる。 ― 士法23条の5 ― 士法23条の3

2．一級建築士事務所に置かれる管理建築士は、一級建築士として３年以上の設計又は 工事監理に関する業務に従事した後に所定の講習の課程を修了した建築士でなけれ ばならない。 ✕ ― 士法24条1項

3．建築士事務所の開設者は、階数が３以上で、かつ、床面積の合計が 1,000m2以上の共同住宅の新築工事に係る設計の業務については、委託者の許諾を得た場合においても、一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。 ― 士法24条の3第2項

4．建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準については、国土交通大臣が、中央建築士審査会の同意を得て、定め、勧告することがで きる。 ― 士法25条

26条

監督処分

の２：報告及び検査

の３：指定事務所登録機関の指定

の４：指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用等

の５：管理建築士講習の講習機関の登録

25条

業務の報酬

27条

国土交通省令への委任

H26 22

次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1．「設計」とは、その者の責任において設計図書を作成することをいい、「構造設計」と は構造設計図書の設計を、「設備設計」とは設備設計図書の設計をいう。 ― 士法２条6項、7項

2．「工事監理」とは、その者の責任において、建築工事の指導監督を行うとともに、当 該工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないか を確認することをいう。 ✕ ― 士法2条8項

3．設備設計一級建築士は、設備設計以外の設計を含めた、建築物の設計を行うこと が できる。 ― 士法10条の２の２第2項一号、二号

4．建築士事務所に属する構造設計一級建築士は、一級建築士定期講習と構造設計一級建築士定期講習の両方を受けなければならない。 ― 士法22条の2第一号、四号

H27 22

次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。ただし、指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。

1．建築士事務所を開設しようとする者は、設計等の業務範囲が複数の都道府県にわたる場合であっても、当該建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事以外の都道府県知事の登録を受ける必要はない。 ― 士法23条、士法23条の２

2．一級建築士は、他人の求めに応じ報酬を得て、建築物に関する調査を業として行おうとするときは、一級建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、登録を受けなければならない。 ― 士法23条1項

3．二級建築士は、一級建築士を使用する者で所定の条件に該当する場合であっても、 一級建築士事務所の開設者となることができない。 ✕ ― 士法23条1項

4．建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合であっても、委託を受けた設計 の業務を建築士事務所の開設者以外の個人の建築士に委託してはならない。 ― 士法24条の３

H28 23

次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1．都道府県知事により指定事務所登録機関が指定された場合、建築士事務所の登録を受けようとする者は、一級建築士事務所の場合においても、原則として、登録申請 書を当該指定事務所登録機関に提出しなければならない。 ― 士法26条の4第1項 ― 士法26条の3

2．建築士事務所の開設者である一級建築士が、当該建築士事務所の登録期間が満了したにもかかわらず、更新の登録を受けずに他人の求めに応じ報酬を得て工事監理業務を業として行った場合には、当該建築士は、業務停止等の懲戒処分の対象となる。 ― 士法10条１項一号 ― 士法23条3項 ― 士法23条の10第1項

3．建築士事務所に属する一級建築士は、直近の一級建築士定期講習を受けた日の属す る年度の翌年度の開始の日から起算して３年以内に、一級建築士定期講習を受けなければならない。 ― 士法22条の２第一号

4．都道府県知事の登録を受けている建築士事務所に属する建築士は、当該登録を受けた都道府県以外の区域においては、業として他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を行うことはできない。 ✕ ― 士法23条 ― 士法23条の２